

19. ウメ輪紋ウイルス *Plum pox virus*（以下「PPV」という。）

ア 調査

調査は「平成29年以降のウメ輪紋ウイルスの全国発生状況調査の実施についての一部改正について（通知）」（令和3年3月30日付け2消安第6231号消費・安全局植物防疫課長通知）の別紙（令和3年度以降のウメ輪紋ウイルスの全国発生状況調査）により実施する。以下、本通知に基づき記載する。

【調査対象植物】

ウメ、モモ、スモモ、セイヨウスモモ、ネクタリン、アンズ、ユスラウメ、オウトウその他のサクラ属（サクラ節を除く。サクラ節に含まれる一般的な植物については、別添1参照。）の植物（果樹生産用、観賞用、切り枝生産用、盆栽用等の用途は問わない。以下同じ。）。

なお、別記様式1～5の「植物の種類」及び「植物名」については、別添2を参照し記入する。

【調査時期】

- 1) 調査は、原則、新葉が展開し、病徴が明瞭となり、検定に適した試料が採取できる時期に実施することとし、7月末までに調査が終了するよう努める。

なお、モモは葉が成長すると病徴が不明瞭になるため、葉が硬化する前の可能な限り早い時期に調査を行う。

- 2) 都道府県は、調査予定日が決まり次第、植物防疫所（植物防疫事務所を含む。以下同じ。）に対し、調査日程や調査対象地域等の情報を提供する。

【調査方法及び調査内容】

都道府県は、次の1)から4)までの園地又は地域について、それぞれ「調査対象地域取りまとめ表」（別記様式1）（以下「リスト」という。）を作成し、地方農政局（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）を通じて、農林水産省消費・安全局植物防疫課（以下「植物防疫課」という。）に報告する（北海道にあっては、植物防疫課に直接報告する。）。なお、4)の果樹生産等地域のリストについては、当該地域の調査の実施を都道府県の任意とすることから、調査を実施する場合に限り作成する。

また、リストの作成に当たり、都道府県の担当部局は、都道府県の他部局、市町村及び生産者団体その他の関係団体に情報提供を求めるなど、調査対象の把握に遺漏ないよう努める。

- 1) 果樹母樹園地

ア) 調査対象植物の果樹用及び観賞用苗生産園地に供給される穂木を採取する母樹園地（都道府県が管理する原母樹の園地を含む。以下「果樹母樹園

地」という。)の全てを記載する。

イ) 調査園地内の調査対象植物の全量を調査する。

2) 果樹用苗生産地域

ア) 調査対象植物の果樹生産園地に供給される苗又は穂木の生産園地(1)の果樹母樹園地を除く。)が所在する地域(以下「果樹用苗生産地域」という。)の全てを記載する。

イ) 当該地域は、原則、苗生産に用いた果樹母樹園地が共通しているなど、苗が同質と考えられる園地のまとまりを同一の地域とするよう考慮して設定する。

ウ) リストに掲げる全ての果樹用苗生産地域について、連続した園地を単位とする調査区域(園地が連続していない場合は、1園地を1区域とする。以下同じ。)を調査地域内に地理的な偏りがないよう設定する。

エ) 調査地域内の調査対象植物の2.5%以上に相当する本数の調査対象植物を調査(各調査区域から満遍なく選定)する。

3) 観賞用苗生産地域

ア) 調査対象植物の観賞用苗の生産園地(植木生産園地、盆栽生産園地及び切り枝生産園地並びに植木、盆栽及び切り枝を生産するための母樹園地を含む。)が所在する地域(以下「観賞用苗生産地域」という。)の全てを記載する。

イ) 当該地域は、原則、苗生産に用いた母樹が共通しているなど、苗が同質と考えられる園地のまとまりを同一の地域とするよう考慮して設定することが望ましいが、これが困難な場合は、生産体系や共同出荷等の同質性を考慮して設定する。

ウ) リストの作成に当たっては、植木、盆栽等を所有する造園業者や苗販売業者等の園地が漏れることのないよう、造園組合、植木協会等の関係団体の協力を求めるとともに、都道府県及び市町村の公園管理部局、土木関係部局等にも情報を照会する。なお、造園業者等の園地に地域的なまとまりがない場合にあっては、業者ごとに1地域としてリストに掲載する。

エ) 調査地域内に果樹用苗生産地域と同様に調査区域を設定し、地域内から調査区域を3箇所以上選定する。当該地域内に設定できる調査区域が3箇所未満の場合は、設定できる全ての調査区域を調査対象とする。

オ) 調査区域ごとに、植栽されている調査対象植物の総数に応じて、下表に基づき調査植物数を決定する。

4) 果樹生産等地域

ア) 調査対象植物の果樹生産園地及び調査対象植物が植栽されている観光園地が所在する地域(以下「果樹生産等地域」という。)のうち、果樹の生産量が多い地域や調査対象植物が多数植栽されているなど主要な地域を記載する。

- イ) 当該地域は、原則、苗の生産地域が共通しているなど、植栽されている植物が同質と考えられる園地のまとまりを同一の地域とするよう考慮して設定することが望ましいが、これが困難な場合は、生産体系や共同出荷等の同質性を考慮して設定する。
- ウ) 果樹生産等地域における調査の実施は都道府県の任意とするが、調査を実施する場合は、以下を基本とする。
- エ) 調査地域内に果樹用苗生産地域と同様に調査区域を設定し、任意の数の調査区域を調査対象とする。
- オ) 調査区域ごとに、植栽されている調査対象植物の総数に応じて、表1に準じて調査植物数を決定する。

表1 調査植物数

調査対象植物の総数（本）	調査植物数（本）
1～40	全て
41～99	40 以上
100～299	50 以上
300～499	55 以上
500～2,000	60 以上

調査対象植物は、調査区域全体から満遍なく選定すること。

【調査に当たっての留意事項】

1) 発見のポイント（病徴）

PPVの病徴は、主に葉、花卉及び果実に現れるが、植物の種類、品種、PPVの系統（M系統、D系統、Rec系統、C系統、W系統、EA系統、T系統、CR系統、An系統）、季節、栽培環境等により異なるとされている。

日本国内で発生を確認したD系統及びM系統の主要な宿主植物の病徴は以下のとおり。

ア) ウメ：花卉では、脈に沿って斑入り状の濃い着色を呈することがある

（感染植物が必ず本病徴を現すものではない。）。葉では、退緑～黄色の輪紋又は斑紋等が現れ、品種によっては、脈に沿った退緑や病斑の周囲が銀色を呈する病徴も現れる。これらの病徴は、葉が展開し緑色が濃くなる時期に見やすく、次第に他の病害（うどんこ病、白粉病）等の影響で見づらくなるが、多くの場合は落葉時まで消失することはない（品種や個体により希に病徴が消失するものもある。）。果実の病徴は、顕著でないが、表面にやや凹んだ輪紋を生じることがある。

イ) モモ：病徴は、ウイルスの系統によって異なる。例えば、D系統に感染しても多くの品種では、葉に病徴は現れない。品種によっては、春季の新葉に退緑～黄色の斑点または輪紋が現れるが、夏季には病徴が消失する。

果実では、退緑斑点、黄色輪紋及びラインパターン状の病徴を現すこともある。国内で発生を確認したハナモモでは、若葉にのみモザイク状の退緑斑を現すが、硬化葉では消失する。

ウ) スモモ：葉の病徴は、品種によって異なり、春から秋にかけて明瞭な病徴を現す。最初、退緑輪紋や斑紋等が現れ、後にこれらはえそとなる。多くの品種では、葉及び果実の病徴はないか非常に軽い。

エ) セイヨウスモモ：若い葉の病徴は不明瞭となるが、硬化葉の病徴は黄色から薄緑色の斑点、斑紋、輪紋を生じる。葉の病徴は、夏季の高温で見づらくなるが、品種によっては秋まで残る。

オ) オウトウ：感染した場合の病徴として、葉には退緑斑紋や輪紋が現れ、果実には退緑斑点やえそ斑点及び凹みが現れるという海外での報告があるが、感染報告があるのはC系統のみであり、国内での感染報告はない。

カ) アンズ：葉の病徴は、比較的軽く、展葉後間もなく異なる大きさの退緑斑点や輪紋が現れ、透過光で見ることができる。しばしば、主脈や支脈が1から2ミリの緑色のバンド（帯）で囲まれる症状（葉脈緑帯）が見られる。シーズンの後期に展開する葉には病徴を現さないため、病徴は枝の基部の葉に多く現れる。また、後期には病徴が見づらくなり、高温になると、消失する。

キ) ユスラウメ：平成23年、青梅市内で庭木として栽培されていたユスラウメがPPVに感染していることが確認された。ユスラウメの自然感染は世界初と考えられる。春季の若葉の時期に葉脈に沿った退緑や退緑斑紋が現れる。しかし、夏季になるにつれて、病徴は除々に不明瞭となる。

イ 同定診断手法

植物防疫所は、都道府県から送付された試料について、試料採取票（別記様式2）を確認し、イムノクロマト法又はELISA法により検定を実施し、陽性又は疑陽性となった場合はLAMP法又はRT-PCR法により確認検定を実施する。

なお、果樹生産等地域で調査を実施した場合に限り、都道府県において、イムノクロマト法により採取した試料の検定を実施できるものとするが、その結果、陽性又は疑陽性となった場合は、当該試料を植物防疫所に送付し、LAMP法又はRT-PCR法により確認検定を受ける。

また、都道府県で検定を行った場合であっても、調査の結果及び検定の結果を別記様式3及び別記様式4に記録し、備考欄に検定を行った旨を記入した上で、植物防疫所宛てに電子ファイル（エクセルファイル）を電子メールで送付する。

1) 血清学的診断

疑似症状植物を用いて、イムノクロマト検定を行う（参考1）。なお、陽性が確認された場合は遺伝子診断を行い、感染の有無を判断する。

2) 遺伝子診断

1) の磨砕液を用いて鋳型調整し (参考 2)、PPV 特異的プライマーを用いた RT-LAMP 法又は RT-PCR 法により検定を行う (参考 3)。

(参考 1) PPV の血清学的診断

イムノクロマトキットが各社より販売されており、各製品の付属の取扱説明書に従って検定する。なお、陽性であった場合は、遺伝子診断による追加検定を行うため、該当する磨砕液は 1.5ml チューブ等に分注し、冷凍保存する (短期間の場合は冷蔵も可)。

(参考 2) 遺伝子診断用の鋳型調整法 (針さし法)

- ア) PCR 用 8 連チューブに 0.1M Tris-HCl 緩衝液 (以下「緩衝液」という) を 20 μ l 分注する。
- イ) イムノクロマトで陽性となった磨砕液に昆虫針の先端約 6 mm を入れ (沈殿に接触しても問題ない)、分注した緩衝液に浸漬する。
- ウ) 針先を緩衝液中に浸漬させたまま、PCR 用 8 連チューブごと約 5 秒間細かく振り汁液を懸濁させ、これを鋳型とする。なお、陰性コントロールには緩衝液を用いる。

(参考 3) PPV の遺伝子診断

遺伝子診断法については既報の RT-LAMP 法及び RT-PCR 法が有効であることから、それぞれ一例を示す。

ア) プラムボックスウイルス検出キット (RT-LAMP 法)

使用方法是取扱説明書に従う。

イ) RT-LAMP 法

参考 2 で調製した鋳型を用いて RT-LAMP を行う。

(使用プライマーの例) (井上ら, 2018)

PPV3-F3 (5' -GGA ATT CAG CGC AAC CTG A-3')

PPV3-B3 (5' -GCG GTG TGT CTC TCT GTG-3')

PPV3-FIP (5' -GAG CTT CAC GTG CCC GTA CGC AGA CTA CAG CCT CGC CAG A-3')

PPV3-BIP (5' -TCC AGA TGA AGG CAG CAG CAT CCT CTT CTT GTG TTC CGA CG-3')

PPV3-LF1 (5' -GGT GTC GTT GAA GTC ATT TCG TAA A-3')

PPV3-LB (5' -TCG TTT ATT TGG CTT GGA TGG A-3')

【引用文献】

- 井上佳美・蚊爪竜一・粕壁隆一郎・宿谷珠美・牛久修・本蔵洋一 (2012)
国内で発生したウメ輪紋ウイルス M 及び D 系統の迅速・簡便な検出としての RT-LAMP 法の開発. 植物防疫所調査研究報告 48 : 59-64.

ウ) RT-PCR 法

参考 2 で調製した鋳型を用いて RT-PCR を行う。

(使用プライマーの例) (Wetzel et al ., 1991)

P1 (5' -ACC GAG ACC ACT ACA CTC CC-3')

P2 (5' -CAG ACT ACA GCC TCG CCA GA-3')

【引用文献】

Wetzel, T., Candresse, T., Ravelonandro, M. & Dunez, J. (1991) A polymerase chain reaction assay adapted to *Plum pox potyvirus* detection. *Journal of Virological Methods*, 33: 355-365.

ISPM27 (2018) Diagnostic protocols for regulated pests DP 2: p7

ウ 試料採取及び送付時の注意事項

1) 試料の採取及び植物防疫所への送付

都道府県は、調査対象植物の全体の葉を目視調査し、次の方法により試料を採取する。

ア) 疑似症状又は類似症状を示す植物を認めた場合

- a) 各調査園地又は調査区域において、PPVの感染が疑われる症状（以下「疑似症状」という。）又は類似した症状（以下「類似症状」という。）を確認した場合は、症状ごとに5本の植物（5本に満たない場合には、症状がない植物を含めること。）を選定し、植物ごとに検定のための試料を採取する。試料は、各植物の異なる主枝から1本当たり5枚以上採取する。ただし、疑似・類似症状が特定の主枝のみの葉で確認される場合には、必ずしも異なる主枝から採取する必要はない。なお、試料採取に当たっては、検定に適した葉柄部を含める。
- b) 採取した試料は、アブラムシなど葉以外のものが付着していないことを確認した後、必要事項を記載した試料採取票(別記様式2)が外から確認できるようにビニール袋に封入する。なお、雨天の場合には、水濡れ等により試料採取票が判読できなくならないよう留意する。
- c) 採取した試料は、速やかにクーラーボックス等により低温（4～10℃）で保管し、植物防疫所宛てにクール便等により速やかに送付する。特に、雨天時に採取した試料は、水濡れ等により輸送中に腐敗しないよう留意する。

イ) 疑似症状又は類似症状を示す植物が認められなかった場合

- a) 各調査園地又は調査区域において、疑似症状又は類似症状が確認できなかった場合は、調査園地又は調査区域ごとに5本の植物を無作為に選定し、植物ごとに検定のための試料を採取する。試料は、各植物の異なる主枝から、1本当たり5枚以上の葉を無作為に採取する。
なお、試料採取する葉は、検定に適した葉柄部を含める。

b) 採取した試料は、ア) のb) 及びc) に準じ、植物防疫所宛てに送付する。

2) 試料採取の記録

都道府県は、試料を採取した植物について、栽植位置を記録するとともに、各植物に番号を付したラベル等（耐久性のある素材でできているもの）を付す。

なお、当該ラベル等は、植物防疫所から検定結果が陰性であったとの連絡を受けるまで、植物に付したままにしておく。

3) 調査の記録及び植物防疫所への報告

ア) 都道府県は、調査園地（区域）の所在地、調査した植物の種類、調査本数、調査面積等の情報を調査結果取りまとめ表（別記様式3）に記録する。

また、採取した試料については、調査園地の所在地、調査植物の種類、品種名等について試料採取記録一覧表（別記様式4）に記録する。

イ) 都道府県は、別記様式3及び4の記載内容を確認の上、植物防疫所宛てに電子ファイル（エクセルファイル）をメールで送付する。また、採取した試料を送付する際の容器（段ボール等）内に、必要事項を記載した別記様式3及び4を同封する。

なお、都道府県は、最終の試料送付に当たっては、植物防疫所宛てにその旨を報告する。

エ 結果の報告等

1) 都道府県への結果の報告

植物防疫所は、別記様式4により送付のあった試料の検定結果を都道府県宛てに回報する。

また、植物防疫所は、別記様式3、別記様式4及び別記様式5により都道府県の検定結果（都道府県が検定を実施した場合を含む）を植物防疫課宛てに報告するとともに、地方農政局にも情報共有を行う。

2) 生産者等への周知及び情報提供

ア) 都道府県は、リストに掲げる園地又は地域の生産者、生産者団体、管理者その他の関係者（以下「生産者等」という。）に対し、当該園地又は地域に調査対象植物を新たに持ち込む場合には、現在又は過去の全国調査等の結果により当該植物がPPVに感染していないことが確認されている地域で生産されたものであることが望ましいことを指導する。また、生産者等に対し、持ち込んだ植物に疑似症状又は類似症状が認められた場合には、速やかに最寄りの病虫害防除所又は植物防疫所に情報提供するよう要請する。

イ) 都道府県は、生産者等に対し、講習会や普及指導員による巡回指導等の

機会を活用して、PPVに対する理解の醸成を図るとともに、疑似症状又は類似症状を示す植物が確認された場合は、速やかに最寄りの病害虫防除所又は植物防疫所に情報提供するよう要請するなどの周知活動に努める。

ウ) 植物防疫課は、調査が円滑に行われるよう、関係する団体に対して、PPVに関する情報提供を行うとともに、調査への協力を要請する。

オ 病徴写真等

1) 宿主植物における病徴

ア) ウメ



図1 葉の退緑症状(植物防疫所原図)



図2 葉の輪紋症状(植物防疫所原図)



図3 葉の輪紋症状(植物防疫所原図)



図4 葉の輪紋症状（黄緑色～赤橙色）（植物防疫所原図）



図5 葉脈に沿った退緑症状(植物防疫所原図)



図6 花卉の症状（植物防疫所原図）
脈にそって濃い着色を呈する



図7 果実表面のやや陥没した輪紋症状（植物防疫所原図）

イ) モモ



図8 葉のモザイク症状（植物防疫所原図）



図9 葉のモザイク症状（植物防疫所原図）

ウ) セイヨウスモモ



図10 葉のモザイク症状（植物防疫所原図）



図11 葉の退緑症状（海外の報告）（植物防疫所原図）

(参考) 症状が類似する他の病害



図12 ウメうどんこ病による症状(植物防疫所原図)

夏以降、葉の表面に輪郭のはっきりしない白粉状の大形の病斑を生じ、10月頃から菌叢上に微小な黒色の粒点を生ずる。



図13 ウメ白粉病による症状(植物防疫所原図)

果実収穫後の7月頃から葉の裏面、特に葉脈に沿って病斑が徐々に拡大し、白色の粉末を撒いたような症状を呈する。

カ 対象病害の解説

学名：*Plum pox virus*

英名、和名等：Sharka、plum pox、pox disease of plum, sharka disease of plum, peach sharka、ウメ輪紋ウイルス

分布：インド、中華人民共和国、パキスタン、イラン、イタリア、英国、オランダ、スイス、スペイン、フランス、ロシア、エジプト、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、チリ等

宿主植物：サクラ節を除くサクラ属（ウメ、オウトウ、スモモ、セイヨウスモモ、モモ、ネクタリン、アンズ等）、セイヨウマユミ、ナガバクコ、ヨウシュイボタ等

形態及び特徴：プラス1本鎖RNAゲノムから成る*Potyvirus*属ウイルスである。電子顕微鏡では幅約15nm、長さ約700nmのひも状粒子が観察できる（前島ら，2009）。日本ではPPV-D系統及びPPV-M系統が発生しており、D系統よりもM系統の方が病原性は強く被害が大きいとされる（中畝，2017）。症状は葉、果実、花及び種子に現れ、果樹の種や品種、PPVの系統、季節、環境条件により異なる。また、感染して発病するまで数年要することもある。感染樹体内のウイルス分布は不均一だが、病斑部、中肋及び葉柄では高確率に検出されたとの報告がある（藤原ら，2017）。

分散：

1）自然分散

PPVはアブラムシにより非永続的に媒介され、春季及び夏季の有翅虫が出現する時期には感染拡大が速まる。日本では媒介能のあるアブラムシは16種以上存在しており、マメアブラムシ等サクラ属に寄生しないアブラムシも媒介可能との報告がある。また、PPV-M系統はアブラムシにより高率に媒介され、感染拡大が速いとされている（前島ら，2009）。

サクラ属以外の木本や多年生雑草の自然感染が報告されており、アブラムシにより実験的に雑草からモモへ伝染することが確認された。また、感染果実から実験的にアブラムシ伝染することも確認されている（前島ら，2009）。

2）人為分散

接ぎ木や挿し木により伝染する。海外では感染した栽培用植物や穂木の移動が感染拡大の要因とされている（前島ら，2009、農林水産省，2021）。

防除：定期的にアブラムシ防除を行い、特に有翅アブラムシが発生する春季、秋季の防除は効果的である。また、健全な苗を使用し罹病樹が確認された場合に

は、速やかに除去する必要がある。加えて、罹病樹が確認された地域から罹病樹及びPPVの宿主植物を移動させないことも感染拡大を防ぐ点で有効である（津田，2015；中畝，2017）。

<参考文献>

- CABI Invasive Species Compendium Datasheet Plum pox virus (sharka).
(online), available from
〈<https://www.cabi.org/isc/datasheet/42203>〉
- EPP0 Global Database Plum pox virus. (online), available from
〈<https://gd.eppo.int/taxon/PPV000/datasheet>〉
- 中畝 良二 (2017) 各種核果類果樹におけるPPV による病徴. 植物防疫 第71
巻 第1号:40-43
- 中畝 良二 (2017) 1. ウメ輪紋ウイルスの現状と対策. ウイルス 第67巻 第1
号:35-36
- 岸 國平 (1998) 日本植物病害大辞典. 全国農村教育協会 p772
- 北島 博 (1989) 果樹病害各論. 養賢堂 p359
- 農林水産省 (2021) *Plum pox virus* に関する病害虫リスクアナリシス報告書
- 藤原裕治・一斗東子・星野智士・齊藤範彦 (2012) ウメ輪紋ウイルスの病徴
の有無と検出の可否及びウメ感染樹からの検出可能時期に関する調査. 植
物防疫所調査研究報告 (植防研報) 第48号 : 59-64
- 津田 新哉 (2015) ウメ輪紋ウイルス発生地域における媒介虫アブラムシ種の
調査. 樹木医学研究 第19巻 1号 : 22-24
- 前島 健作・萱野 佑典・姫野 未紗子・濱本 宏・山次 康幸・難波 成任
(2009) plum pox virus (プラムポックスウイルス) の国内における発生.
植物防疫 第63巻 第9号 : 42-46
- 前島 健作・根津 修・姫野 未紗子・濱本 宏・難波 成任 (2015) 日本に発生
したPPVの特性とその診断樹木医学研究 第19巻 1号 : 3-6

調査対象地域取りまとめ表

(果樹母樹園地 ・ 果樹用苗生産地域 ・ 観賞用苗等生産地域 ・ 果樹生産等地域)

※ 該当する種別を○で囲むこと。

都道府県名：

地 域	市町村	植物の種類	面積 (ha)	生産者数	備 考

(注)

- ・ 「地域」の欄は、一般的な名称を記入すること。
- ・ 「市町村」の欄は、中心となる市町村名を記入すること。
- ・ 「植物の種類」の欄は、別添2を参照に、主に栽培されている樹種名を記入すること。
- ・ 「面積」及び「生産者数」の欄は、概数を記入すること。

試料採取票

都道府県名：_____

採取年月日	
試料番号	
調査区域番号	
市町村名	
植物名	
品種名	
症状の有無	有（ ☐ 輪紋 ☐ 退緑 ☐ その他）、 ☐ 無

[illegible]

- ・「地域種別」の欄は、果樹母樹園地、果樹用苗生産地域、観賞用苗等生産地域、果樹生産等地域のいずれかを記入すること。
- ・「面積」の欄は、同一調査園地で複数の植物を対象に調査を行ったときは、対象植物ごとに按分して記入すること。

[illegible]

- ・「地域種別」の欄は、果樹母樹園地、果樹用苗生産地域、観賞用苗等生産地域、果樹生産等地域のいずれかを記入すること。
- ・「検定月日」、「イムノクロマト法／エライザ法検定結果」、「LAMP法／RT-PCR法検定結果」の欄は、検定を担当した植物防疫所が記入すること。ただし、果樹生産等地域で採取した試料を都道府県においてイムノクロマト法により検定した場合は、都道府県が記入すること。

ウメ輪紋ウイルス全国発生状況調査検定結果報告表

_____植物防疫（事務）所

都道府県名：_____

検定実施年月日： _____年_____月_____日 ～_____日

検定結果

植物の種類	調査地域数	調査園地(区域)数	送付試料数	精密検定試料数	イムノクロマト法又はエライザ法 陽性及び疑陽性試料数	LAMP法又はRT-PCR法	陽性試料数

PPV感染植物の詳細

試料番号	植物の種類	調査地域種別	市町村名	住所	病徴の有無・種類	備考
(例)						
〇〇	ウメ	果樹母樹園地	〇〇市	〇〇市△町××-××	有・退緑	

サクラ節に含まれる一般的な植物

	和名又は英名等	別名	学名
群名なし	カラミザクラ		<i>P. pauciflora</i>
	シロバナカラミザクラ	シナミザクラ	<i>P. pseudocerasus</i>
	アオバザクラ	マザクラ	(<i>P. serrulata</i> Lindley f. <i>viridis</i> <i>P. lannesiana</i> var. <i>speciosa</i> cv. <i>Viridis</i> <i>P. lannesiana</i> cv. <i>Multiplex</i>)
エドヒガン群	ペンデュラ		<i>P. pendula</i>
	イトザクラ	シダレザクラ	<i>P. pendula</i> f. <i>pendula</i> , (<i>P. pendula</i>)
	ベニシダレ		<i>P. pendula</i> f. <i>rosea</i>
	ヤエベニシダレ	エンドウザクラ	<i>P. pendula</i> f. <i>plenorosea</i>
	エドヒガン	アズマヒガン、ウバヒガン等	<i>P. pendula</i> f. <i>ascendens</i>
カンヒザクラ群	カンヒザクラ	タイワンザクラ、ヒザクラ等	<i>P. campanulata</i>
チョウジザクラ群	チョウジザクラ	メジロザクラ	<i>P. apetala</i>
マメザクラ群	マメザクラ	ハコネザクラ、フジザクラ	<i>P. incisa</i>
	キンキマメザクラ		<i>P. incisa</i> f. <i>kinkiensis</i>
	ブコウマメザクラ		<i>P. incisa</i> var. <i>bukosanensis</i>
	リョウガクザクラ	ミドリザクラ	<i>P. incisa</i> f. <i>yamadei</i>
	タカネザクラ	ミネザクラ	<i>P. nipponica</i>
	チシマザクラ		<i>P. nipponica</i> var. <i>kurilensis</i>
ミヤマザクラ群	ミヤマザクラ	シロザクラ	<i>P. maximowiczii</i>
	ベニミヤマザクラ		<i>P. maximowiczii</i> f. <i>aperta</i>
ヤマザクラ群	ヤマザクラ	シロヤマザクラ	<i>P. jamasakura</i>
	ナガバヤマザクラ		<i>P. jamasakura</i> f. <i>superflua</i>
	マルバヤマザクラ		<i>P. jamasakura</i> f. <i>dilatata</i>
	ワカキノサクラ		<i>P. jamasakura</i> f. <i>humilis</i>
	ツクシヤマザクラ		<i>P. jamasakura</i> f. <i>chikusiensis</i>
	オオヤマザクラ	エゾヤマザクラ、ベニヤマザクラ	<i>P. sargentii</i>
	ハツユキザクラ	アカツキザクラ	<i>P. sargentii</i> f. <i>albida</i>
	クチナシザクラ		<i>P. sargentii</i> f. <i>angustipetala</i>
	シダレエゾヤマザクラ		<i>P. sargentii</i> f. <i>pendula</i>
	ケエゾヤマザクラ		<i>P. sargentii</i> f. <i>pubescens</i>
	ランネシアナ		<i>P. lannesiana</i> , (<i>P. serrulata</i>)
	サトザクラ (多くの園芸品種の総称)		<i>P. lannesiana</i> strain
	オオシマザクラ	タキギザクラ	<i>P. lannesiana</i> var. <i>speciosa</i>
	ヤエノオオシマ		<i>P. lannesiana</i> f. <i>plena</i>
	ウスガサネオオシマ		<i>P. lannesiana</i> f. <i>semitplena</i>
	シオカゼザクラ		<i>P. lannesiana</i> f. <i>formosa</i>
	カスミザクラ	ケヤマザクラ	<i>P. verecunda</i>
	キリフリザクラ		<i>P. verecunda</i> f. <i>pendula</i>
	ヤエカスミザクラ		<i>P. verecunda</i> f. <i>plena</i>
	チョウセンヤマザクラ		<i>P. verecunda</i> f. <i>tomentella</i>
自然交雑種 (全てサクラ節内 での交雑種)	ソメイヨシノ		<i>Prunus</i> x <i>yedoensis</i>
	クマガイ		<i>Prunus</i> x <i>subhirtella</i> 'Kumagai'
	コヒガンザクラ		<i>Prunus</i> x <i>subhirtella</i>
	コバザクラ		<i>Prunus</i> x <i>parvifolia</i> 'Parvifolia'
	ソトオリヒメ		<i>Prunus</i> x <i>yedoensis</i> 'Sotorihime'
	タイザンフクン		<i>Prunus</i> x <i>miyoshii</i> 'Ambigua'
	タカサゴ		<i>Prunus</i> x <i>sieboldii</i> 'Caespitosa'
	ツバキカンザクラ		<i>Prunus</i> x <i>introrsa</i> 'Introrsa'
	ナデン		<i>Prunus</i> x <i>sieboldii</i>

出典：「園芸植物大辞典1 (コンパクト版)」小学館、1994年、初版。

(別添2)

「植物の種類」と「植物名」欄への記入名称一覧表

「植物の種類」、「植物名」記入名称	調査実施植物種
アーモンド	アーモンド
アンズ	アンズ
ウメ	ウメ、シダレウメ、ハナウメ、コウメ、コウバイ、ハクバイ
オウトウ	オウトウ、サクランボ
スモモ	スモモ、プラム、スイカモモ、ソルダム、ニホンスモモ
セイヨウスモモ	セイヨウスモモ、プルーン
ベニバスモモ	ベニバスモモ、ベニハスモモ、ベニスモモ
モモ	モモ、ハナモモ、シダレモモ、キクモモ
ネクタリン	ネクタリン
ユスラウメ	ユスラウメ
その他サクラ亜属	ニワウメ、ニワザクラ等